

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。
(法第23条第5項) このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

※マージン率=(派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金の平均額)/(派遣料金の平均額)

■2025年度

当社は、令和7年9月に労働者派遣事業の許可を受けたため、現時点では派遣労働者の就業実績がありません。

- ・派遣労働者の数:0人
- ・派遣先の数:0件
- ・派遣料金の平均額(1日8時間あたり):算出対象なし
- ・派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間あたり):算出対象なし
- ・マージン率:算出対象なし

■キャリア形成支援に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先:03-6447-0091

■教育訓練に関する事項

当社では、派遣労働者に対し入社時研修や定期研修を実施予定です。

■労使協定の締結について

当社は、派遣労働者の待遇決定に関して労使協定方式を採用しています。

協定対象労働者の範囲:当社に雇用されるすべての派遣労働者

協定の有効期間:現時点では締結なし(派遣労働者就業開始時に締結予定)